

実務家必見!!

税理士が訴訟当事者となった注目判例 (2)

解説 和田倉門法律事務所 弁護士 内田久美子

訴訟 2

被告税理士法人の社員であった税理士である原告が、被告税理士法人に対し、退職慰労金の支払と出資持分の払戻を求めた事案

○東京地裁 平成28年1月29日判決 (請求認容)

第1 事案の概要

本件は、被告税理士法人の社員であった税理士である原告が、被告に対し、退職慰労金2,000万円の残金1,000万円の支払、出資持分500万円の払戻、及びこれらに対する退職日の翌日である平成26年9月1日から支払済みまで、商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案です。

原告は、その退職前、被告の他の社員らとの間で、原告の退職に関する合意書を締結していましたが、被告はその有効性を争っていました。

後述のとおり、裁判所は原告の主張を全て認め、請求を認容しました。

第2 前提事実

(1) 当事者

被告は、平成24年4月5日に設立された税理士法人であり、原告は、被告の設立時から平成26年8月31日まで被告の社員であった税理士です。

(2) 被告設立の経緯と原告の出資

B税理士は、B会計事務所を経営していましたが、平成24年6月5日から税理士業務禁止処分を受けることとなったため、原

告が被告を設立して、B会計事務所の事業を承継することになりました。原告は、被告に対し、合計500万円を出資しました。

(3) 行政書士報酬相当額の帰属

有限会社Cは、Bが代表取締役を務める会社であり、被告の従業員であるCが個人で営む行政書士業務の報酬から経費等を差し引いた残額を、紹介手数料名目で収受していました。

(4) 合意書の存在

原告、B、仲介者であった税理士D、被告の社員であるAは、平成26年7月30日付けで、下記の合意書(以下「本件合意書」という。)を締結しました。

記

1. 原告は、被告の代表社員を平成26年8月末日をもって辞任する。

(中略)

3. 原告に対して、退職時に2年分の退職慰労金として、1年間分の給与相当分(2,000万円)を被告は支払う。

(中略)

5. 行政書士、社会保険労務士等の業務収入は、被告の設立時から被告に帰属するものとし、当該全額を精算する。したがって、C社は当該全額を被告に平成26年8月末日までに支払う。

6. 被告の平成26年8月末日の赤字累積額(原告に対する退職慰労金を含む。)の解消については、Bの負担で平成26年9月末日までに行う(以下略)

(5) 平成26年8月31日時点の被告の純資産額

本件合意書5項に基づき、Cの行政書士報酬相当額を被告の売上げとして計上すると、平成26年8月31日時点の被告の純資産額は414万3,132円となります。他方、これを売上げとして計上しない場合、その純資産額はマイナス230万6,554円となります。

なお、これらはいずれも原告に対する退職慰労金2,000万円を計上していない数字であり、これを計上すると被告の純資産額はマイナスとなります。

(6) 退職慰労金の支払

被告は、原告に対し、平成26年9月1日、退職慰労金の一部として1,000万円を支払いました。

第3 争点及び当事者の主張

本件では、以下の点が争点となりました。

(1) 原告の被告に対する出資金払戻請求権の有無

ア 本件合意書第5項の有効性

イ 本件合意書第6項の有効性

(2) 相殺の抗弁の成否

このうちメインの争点である(1)ア、イについての当事者の主張は、以下のとおりです。

(被告の主張)

本件合意書第5項及び第6項は、次のとおり無効である。したがって、原告が退社した平成26年8月末日時点の被告の純資産額はマイナスとなるから、被告が原告に払い戻す出資金はない。

ア 本件合意書第5項の有効性について

税理士法48条の5・6、同法施行規則21条に規定する税理士法人の業務の範囲に行政書士業務は含まれていないから、税理士法人は行政書士業務を行うことができず、行政書士報酬を税理士法人の売上げとして計上することはできない。

したがって、本件合意書第5項は、税

理士法48条の5・6、同法施行規則21条に違反するものであり、公序良俗に反し無効である。

イ 本件合意書第6項の有効性について

税理士法人の赤字解消を税理士業務禁止処分中の者の負担において行わせることは、同人が実質的に税理士法人に利益供与することとなり、その経営に影響力を与え、これを支配することになるから、税理士法人の信用失墜行為を禁止する税理士法37条、税理士以外の者による税理士法人への出資を禁止した税理士法48条の4第1項、税理士法人の社員の善管注意義務、会社法593条1項、2項に違反する。

したがって、本件合意書第6項は、税理士法の上記各条項に反するものであるから、公序良俗に反し無効である。

(原告の主張)

本件合意書第5項及び第6項は次のとおり有効である。したがって、被告の赤字累積額はBの填補責任によって解消されるから、原告は、被告に対し、出資金500万円全額の払戻しを請求できる。

ア 本件合意書第5項の有効性について

(ア) 本件合意書第5項によって被告に帰属させるべき行政書士業務に係る業務収支とは、Cの行政書士報酬のことでなく、その行政書士業務に要した被告の経費のことであるから、本件合意書第5項は税理士法48条の5・6、同法施行規則21条に反するものではない。

仮に本件合意書第5項が経費精算の趣旨ではなく、Cの行政書士報酬を被告に帰属させることを内容とするものとしても、税理士法48条の5・6、同法施行規則21条は、そもそも税理士法人が行政書士業務を行うことを明文で禁止していないから、これを税理士法人に帰属させても上記各条項に反

するとはいえない。仮にこれが禁止されているとしても、顧客に行政書士業務を提供したのはCであり、被告はCから金銭を受取したにすぎないから、被告が行政書士業務を行ったことにはならない。

したがって、いずれにしても本件合意書第5項が税理士法48条の5・6、同法施行規則21条に反するとはいえない。

- (イ) また、仮に本件合意書第5項が無効であったとしても、その分被告の赤字累積額が増加するだけであり、その赤字累積額は本件合意書第6項に基づきBによって填補される。よって、本件合意書第5項の有効性は、出資金の払戻請求権の消長に影響を及ぼさない。

イ 本件合意書第6項について

- (ア) 税理士法37条が禁止する失墜行為は、一般に、税理士の法律的、社会的地位からして、社会通念上、信用または品位を保持しているとはいえない行為、すなわち、①税理士が委嘱者から預かった金員を費消する行為、②脱税等の不正な行為に加担する行為、③税理士自身が脱税する行為をいうと解されている。

Bが赤字累積額を解消する行為は、Bが被告に対して貸付けを行い、かつ、Bが被告に対する債権を放棄するという方法をとることなどが検討されていたところ、かかる行為が上記の信用失墜行為に該当するとはいえない。

また、税理士法48条の4第1項は、税理士法人の社員の資格を税理士に限定するものであるが、税理士法人が税理士以外の者から資金の提供を受けること自体は何ら禁止されていない。Bが資金を拠出し被告の赤字累積額を解消したとしても、Bは被告の社員に就

任するわけではないから、同条項に反するものとはいえない。

第4 裁判所の判断(認定事実)

これに対し、裁判所は、証拠により次の各事実を認定しました。

(1) 被告の設立に至る経緯

Bは、税理士として、約800社の顧問先及び20数名の従業員を抱えるB会計事務所を経営していたが、平成24年1月ころ、税理士業務禁止処分を受ける見込みとなったことから、これらの顧問先及び従業員を保護するために、その承継先を探すこととし、Bの知人であり税理士でもあるDの仲介により、同年3月ころ、Dの下で稼働したことがある原告が、新たに税理士法人を設立した上でこれらを承継することが決定した。

(2) 被告の設立及びその後の状況

ア 平成24年4月5日、原告は、他の税理士1名とともに税理士法人である被告を設立し、B会計事務所の顧問先及び従業員を承継した。

イ 被告は、Bが個人で所有する建物を賃貸して営業しており、その賃料は、B会計事務所からの営業譲渡代金を含めて月額250万円（もっとも、営業譲渡代金と賃料との内訳は明確ではなかった。）と定められ、Bにこれを支払っていた。

ウ Bは、B会計事務所を経営していたときと同じく、上記建物の2階の一室に常駐し、被告の顧問先の税務以外の相談に応じたり、被告の従業員に指示を出したり、被告の新規顧問先の開拓を支援するなどしていた。

エ 被告においては、2か月に一回程度、経営幹部会議を開催していたが、同会議には、被告の社員である原告ほか1名、被告の幹部クラスの従業員に加え、アドバイザーとしてD及びBも出席していた。

オ 被告は、初年度（平成24年4月5日～

平成25年2月28日)は656万7,681円の、次年度(平成25年3月1日~平成26年2月28日)は805万3,705円の赤字であった。

(3) 原告とBとの対立

ア 原告は、被告の赤字の一因がBに対する高額な賃料にあると考え、Bに対し、平成25年9月19日の経営幹部会議の席上において、その賃料を引き下げてもらおうよう依頼したが、同人はこれに応じなかった。

イ また、原告は、Bに対し、上記会議の席上で、Bが代表取締役を務めるC社において収受しているCの行政書士報酬相当額は、被告が収受すべきである旨を指摘したが、Bは直ちにこれに応じなかった。

ウ これらを原因として原告とBとの仲は次第に険悪なものとなっていったところ、原告が平成26年6月に被告の従業員に対してBの関与等に関するアンケートを実施したことに対し、Bが通告書と題する書面を読み上げて原告に苦情を申し立てたことなどから、その対立は決定的なものとなった。

(4) 本件合意書締結に至る経緯

ア 前項の状況を打開するため、平成26年7月4日、被告の社員である原告及びA・B・Dが出席する会議が開かれ、Dが作成した「提案書」と題する書面に基づいて、被告の今後の在り方について協議がなされた。

イ 上記書面には、概要、次の案が記載されていた。

(ア) 被告の賃料を引き下げ、Bは全面撤退するという案(以下「第1案」という。)

a 平成26年度の賃料を500万円引き下げる。

b 被告の平成24年度、平成25年度の損失は、B及び原告で負担する。

c Bは被告に客人として出入りする。

(イ) 原告に被告の社員を辞任してもら

い、Bがそれまでの赤字分と退職慰労金を支払うという案(以下「第2案」という。)

a 原告には退職時に現報酬の1年分を退職金として支払う(その赤字分は赤字累積額に追加される。)

b 被告の赤字累積額については、賃料減額で対応する。

ウ 同日の協議において、原告は第1案を、Bは第2案をそれぞれ主張したが、結論はでなかったため、同月28日、再び協議が行われたところ、Aが第2案でも構わない旨述べたことから、結局、原告は第2案を受け入れることとした。

エ 同月30日、原告、B、A及びDは、本件合意書を締結した。

第5 裁判所の判断(争点に対する判断)

裁判所は、争点について、次のとおり判断しました。

1 争点(1)イ(原告の被告に対する出資金払戻請求権の有無一本件合意書第6項の有効性)について

(1) 被告は、税理士業務禁止処分中のBに被告の赤字累積額の填補責任を負わせることは、税理士法37条、48条の4第1項、48条の21(会社法593条1項、2項)及び国税局税理士監理官の指示事項に反する旨主張し、これらを前提として、上記填補責任を定めた本件合意書第6項は、公序良俗違反、錯誤、実現不可能により無効である旨主張する。

そこで検討するに、税理士法には税理士業務禁止処分中の者が税理士法人の赤字を填補することを禁じる旨の明文の定めはないものの、税理士法人の社員の資格が税理士に限定されていることに照らせば、税理士業務禁止処分中の者が税理士法人に対して実質的に出資と同視し得る行為を行い、当該法人の経営に実質的

な影響を及ぼすことは、税理士法48条の4第1項の趣旨に照らし許されないといふべきである。

これを本件についてみると、前記1に認定した各事実によれば、本件合意書第6項が設けられた趣旨は、被告を設立してB会計事務所を実質的に承継した原告が、Bとの対立を理由に被告の社員を辞任することになったことから、原告に対する退職慰労金及び出資金の払戻しを可能とするため、その辞任の原因となったBに対して被告の赤字累積額の填補責任を負わせることにあったものと認められる。

そして、前記認定事実に加え、証拠(証人D)及び弁論の全趣旨によれば、その赤字填補の方法は、必ずしもBが直接的に資金を拠出するという方法のみが想定されていたわけではなく、Bの責任において新たに被告の社員を募って同社員から被告に出資してもらうという方法や、Bが被告から受領している賃料を引き下げたり、被告の新規顧客の開拓を積極的に支援することなどによって被告の財務状況を改善するという方法等も想定されていたことが認められる。

このように、本件合意書第6項が設けられた経緯及び趣旨、想定されていた赤字填補の方法等に照らせば、本件合意書第6項によってBに赤字累積額の填補責任を負わせることが被告に対する実質的な出資と同視できるとはいえず、これによってBが被告の経営を実質的に支配することにもならないといふべきである。

以上によれば、本件合意書第6項は、税理士法48条の4を含む同法の各条項に反するものとはいえない。なお、被告は、国税局税理士監理官から、税理士業務禁止処分中における詳細な禁止事項を指示された旨主張し、本件合意書第6項はこれに反するものである旨主張するが、仮

に税理士監理官から何らかの指示がなされていたとしても、要するにその指示事項は上記のような税理士法に違反する行為をしてはならない旨を指示するものであったと推認されるから、上記の説示が同じく当てはまるといふべきであり、本件合意書第6項がその指示事項に反するものであるとはいえない。

よって、本件合意書第6項が税理士法の各条項及び税理士監理官の指示事項に反することを前提とする公序良俗違反、錯誤、実現不可能である旨の被告の主張は、すべて理由がない。

- (2) その他にも、被告は、B及びAが被告に退職慰労金2,000万円を支払うだけの剰余金がないことを知らなかったところ、そのことを知っていたら本件合意書第6項には合意しなかったから、同項は錯誤により無効である旨主張する。

しかしながら、B及びAは前記認定のとおり被告の経営幹部会議に出席して被告の財務状況を知悉していたはずであること、Dが作成した「提案書」と題する書面(甲16)にも被告が赤字であることを前提とする記載があったことからすれば、B及びAは、被告には2,000万円もの退職金を支払う剰余金がないことを知っていたものと認められる。

したがって、被告の上記主張には理由がない。

- (3) 以上によれば、本件合意書第6項が無効である旨の被告の上記各主張にはいずれも理由がなく、その他にこれが無効であることを認めるに足る証拠はない。よって、本件合意書第6項は有効であると認められる。

そうすると、仮に本件合意書第5項が無効であったとしても、被告の赤字累積額が増えるだけであり、その赤字累積額は、本件合意書第6項に基づいてBによ

り填補させることになるから、本件合意書第5項の有効性は原告の出資金払戻請求権の存否に影響を及ぼさないというべきである（なお、ここにいう赤字累積額とは、本件合意書第6項が原告の被告に対する出資金500万円の払戻しを可能とするために設けられたことからすれば、純資産のマイナスを指すのではなく、繰越利益剰余金のマイナスを指すものと解される。）。

よって、争点(1)アについて判断するまでもなく、原告の被告に対する500万円の出資金払戻請求には理由がある。

2 争点(2) (相殺の抗弁の成否) について

本件合意書第3項が有効であることは当事者間に争いがないから、原告は、被告に対し、同項に基づき、退職慰労金2,000万円の残金1,000万円の支払請求権がある。

被告は、本件合意書第5項及び第6項が無効であることを前提として、被告を退社する原告には被告の赤字を弁償する責任がある旨主張するが、本件合意書第6項が有効であり、これによって被告の赤字が解消されることは前記認定のとおりであるから、被告の上記主張には理由がない。

第6 留意点

本件は、税理士法人の社員であった原告税理士が、退職にあたり、被告税理士法人に対し、本件合意書に基づき、退職慰労金の支払と出資持分の払戻を求めた事案です。

本件合意書には、税理士業務禁止処分を受けているB税理士の負担により、被告税理士法人の赤字累積額の解消を行う旨の条項がありました。

裁判所は、税理士法には税理士業務禁止処分中の者が税理士法人の赤字を填補することを禁じる旨の明文の定めはないものの、「税理士法人の社員の資格が税理士に限定されていることに照らせば、税理士業務禁止処分中

の者が税理士法人に対して実質的に出資と同視し得る行為を行い、当該法人の経営に実質的な影響を及ぼすことは、税理士法48条の4第1項の趣旨に照らし許されないというべきである」としながらも、①本件合意書の条項が設けられた経緯及び趣旨が、原告税理士が辞任する原因となったB税理士に対して、被告の赤字累積額の填補責任を負わせることにあったものと認められること、②その赤字填補の方法は、必ずしもBが直接的に資金を拠出するという方法のみが想定されていたわけではないことなどから、本件合意書の条項によって、B税理士に赤字累積額の填補責任を負わせることが被告に対する実質的な出資と同視できるとはいえず、これによってBが被告の経営を実質的に支配することにもならないというべきであるとして、本件合意は有効であると判断しました。

税理士法人の社員の脱退について判断した裁判例はそう多くないことから、参考になる事例と思われます。